

ある個人が、国家による条約違反の人権侵害行為により被害を受けたと考える場合、当該条約（の関連文書¹⁾）の定めるところに従い、条約機関に対して通報を行い、当該条約機関が条約違反の有無の審査を行う、という制度があり、少なからぬ条約においてこの制度が採用されている。詳細については、[国連人権高等弁務官事務所\(OHCHR\)の解説](#)を参照されたい²⁾。

以下では、具体的な事例を見ながら、手続の詳細を理解する。具体的な事例は、OHCHR の [jurisprudence ページ](#) から検索できる。

Communication No. 1472/2006 の事案を検討する。関連文書は、以下のようにして入手する。まず、上記 jurisprudence ページ左側の Document search をクリックして、出てきたページの Communication Number 欄に 1472/2006 を入力してクリックすると、Sayadi らがベルギーを相手に通報をした事件の情報が出てくる。表をクリックすると、CCPR/C/94/D/1472/2006 の文書（以下、「委員会決定」）へのリンクが出てくるので、文書を見てみよう。本件文書は仏語で作成されているが、英語版でよい³⁾。

構成は以下の通り。

¶ 1 通報者・関連条文

¶¶ 2.1-2.6 事実

¶¶ 3.1-3.13 通報者の主張

¶¶ 4.1-4.12 被申立国の主張

¶¶ 5.1-5.10 通報者の反論

¶¶ 6.1-6.5 被申立国の再反論

¶¶ 7.1-7.5 受理可能性に関する委員会の決定

- ¶ 7.3 選択議定書 5 条 2 項(a) 何が議論されている？

- ¶ 7.4 選択議定書 5 条 2 項(b) 何が議論されている？

¶¶ 8.1-8.3 本案に関する被申立国の（追加的）主張

¶¶ 9.1-9.2 本案に関する被申立国の（追加的）主張への通報者のコメント

¶¶ 10.1-10.13 本案に関する委員会の見解

- ¶¶ 10.12-10.13 17 条に関する部分だけで良いので、どのような議論がな

¹ 自由権規約の場合、[条約本体](#)ではなく、[（第一）選択議定書](#)に定められている。

² 日本語での解説として、安藤仁介「B 規約人権委員会の個人通報審査」法学論叢 128 巻 4・5・6 号（1991 年）81 頁、安藤仁介「人権規約と個人通報制度の現状」ジュリスト 1299 号（2005 年）25 頁、岩沢雄司「自由権規約委員会の履行監視活動」芹田健太郎ほか（編）『講座国際人権法 4 国際人権法の国際的実施』（信山社、2011 年）183 頁、近畿弁護士連合会人権擁護委員会国際人権部会ほか（編）『国際人権条約と個人通報制度』（日本評論社、2012 年）。

³ 日本語での解説として、水島朋則「対テロ安保理決議の実施における自由権規約違反の可能性——サヤディ対ベルギー事件」国際人権 20 号（2009 年）115 頁、丸山政己「国連安全保障理事会と自由権規約委員会の関係——狙い撃ち制裁に関わる Sayadi 事件を素材として——（2・完）」山形大学法政論叢 49 号（2010 年）61 頁。

されているか読んでくる。

¶¶ 11-13 主文

この後、何人かの委員による少数意見が付されている。

この見解が採択された後、委員会はベルギーによるこの見解への対応を継続的に監視している。判断が示された翌年の委員会報告書([A/64/40\(Vol.I\)](#))の p. 131 (監視制度についての説明は p. 125) に始まり、直近では [CCPR/C/119/3](#) の p. 37 で監視の結果が示されている。

さて、委員会の見解(*views/constatations*)はどのような法的効果を有するか⁴。次の資料も見た上で考えよう。

- [委員会の一般的意見](#) 33 の¶ 13 は、委員会の見解は“an authoritative determination by the organ established under the Covenant itself charged with the interpretation of that instrument”だという。この部分は、[草案](#)段階では、“an authoritative determination of a body established under the Covenant itself as the [an] authentic interpreter of that instrument” (¶ 15)とされていた。どこがどのようになぜ変えられたのか。
- [国際司法裁判所ディアロ事件判決 \(2010 年 11 月 30 日\)](#) [p. 664, ¶ 66]
Since it was created, the Human Rights Committee has built up a considerable body of interpretative case law, in particular through its findings in response to the individual communications which may be submitted to it in respect of States parties to the first Optional Protocol, and in the form of its “General Comments”.

Although the Court is in no way obliged, in the exercise of its judicial functions, to model its own interpretation of the Covenant on that of the Committee, it believes that it should ascribe great weight to the interpretation adopted by this independent body that was established specifically to supervise the application of that treaty. The point here is to achieve the necessary clarity and the essential consistency of international law, as well as legal security, to which both the individuals with guaranteed rights and the States obliged to comply with treaty obligations are entitled.

個人通報制度に参加するか否かに関する日本政府の立場

[OHCHR サイトの個人通報ページ](#)の地図の色を見れば判るように、日本は個人通報制度には一切参加していない。その理由については、次のような説明がなされている。

- 参議院決算委員会 昭和 60 (1985) 年 9 月 19 日
○ 本岡昭次 (社会党) 我が国の外交の責任者である外務大臣に再確認の意味も含めま

⁴ 岩沢雄司「自由権規約委員会の規約解釈の法的意義」世界法年報 29 号 (2010 年) 50 頁。

して伺いますが、国際人権 B 規約選択議定書加入の決意と、できればいつごろまでにこの加入をしていくのかといった点について聞かしていただければ非常にありがたいと思いますが、ひとつよろしくをお願いします。

- 安倍晋太郎（外務大臣） B 規約選択議定書についてでございますが、これは個人の通報に基づく国際的な検討制度が国際的にも普遍性を有する実効的な制度として有効に機能するか否か、必ずしも疑問なしとしないわけでございますが、現在までの本制度の運用状況はおおむね問題はない、こういうふうに判断をしております。国会の附帯決議も踏まえまして、今後締結に向けまして積極的に検討をしてまいりたいと考えております。

● 参議院予算委員会 平成 3（1991）年 4 月 1 日

- 本岡昭次（社会党） きょうは、国際人権規約の中で国連規約の B 規約と言われているものの中の選択議定書の問題を取り上げたいと思います。

この選択議定書の問題ですが、前国会で中山外相も海部総理も積極的に判断する、このように約束されましたが、これはどういうふうになってまいりますか。

- 中山太郎（外務大臣） B 規約議定書は人権の国際的な保障のための制度として注目すべき制度であると認識をいたしております、この運用状況も踏まえて関係省庁との間で鋭意検討をいたしております。

議定書につきましては、我が国司法制度との関係のほか、B 規約委員会において我が国の実情を十分踏まえた上での審理が尽くされることについてまだ確信が持てないということと、制度の乱用のおそれが否定し得ないということの懸念がございまして、右締結につき検討をまだ終了するところには至っていないという状況でございます。

したがって、政府としましては、本件議定書の締結につきまして期限を区切ってお約束をできるという状況ではございませんけれども、今後とも本件議定書の締結問題について関係省庁とも検討を続けてまいる所存でございます。

● 参議院予算委員会 平成 7（1995）年 3 月 13 日

- 本岡昭次（社会党） 先ほどから人権問題の重要性を外務大臣もおっしゃっております。しかし、現実には二十三あるこの国連の人権諸条約の中で八つしか加盟できていないということを見ましても、これは余り褒められた問題じゃないと思うんです。

そこで、やはり今言ったように、克服しなければならない問題があると、こう言っているわけで、それでは加盟していない諸条約の中で克服すべき問題は何と何と何であって〔以下略〕。

- 高野幸二郎（外務省総合外交政策局国際社会協力部長） 人権 B 規約の選択議定書、個人通報制度でございますが、これの最大の問題点は、これは委員御承知のとおり、個人

通報制度といいますのは、国内の司法手続によって人権侵害が救済されたとその当該個人が認めない場合、これを B 規約人権委員会に対してその問題を提訴といいますか持ち込みまして、それを受けた B 規約人権委員会の方で審査いたしまして、場合によっては当該国政府に対して B 規約人権委員会としての意見を申し述べるということによって救済手続を予定しているものでございますが、この手続が憲法によって保障されております司法権の独立あるいは国内の司法組織との関係で果たして整合性が確保し得るのかという問題がございまして、この点についての研究を続けているというところでございます。

● 参議院決算委員会 平成 14（2002）年 10 月 3 日

- 川橋幸子（民主党） これは去年の新聞記事でございますが、日弁連の女子差別選択議定書プロジェクトチーム座長、寺沢さんとおっしゃる方が投稿しておられます。その一文を御紹介いたしますと、日本が個人通報制度を定めた選択議定書を批准しない背景には最高裁判所の反対があると言われていたという、専らこういう、最高裁が反対している、大変お偉い最高裁というところが我が国司法制度の独立のために反対しておられると、これは世俗言われていることでございます。女性たちは、そのように、ああ最高裁が言っているんじゃ行政も突破できないのかしらと半ばあきらめているところでございますが、今日は最高裁も審査対象に入っていらっしゃいますので、あえて伺わせていただきます。

最高裁は、この件について法務省から連絡を受けたり、あるいは最高裁において何か検討されたり、何か意見をお述べになったというようなことがあるのでしょうか。最高裁がここまで悪者にされているという状況を御存じでしょうか、伺います。

- 中山隆夫（最高裁判所事務総局総務局長） お答え申し上げます。

選択議定書、今おっしゃいました幾つかの選択議定書の署名、批准につきましては、政府ないし国会の政策的な判断に基づいて行われるべき事柄であり、最高裁判所はこの問題について意見を述べるべき立場にはないものと考えております。この問題につき法務省から正式に意見を求められたことも、したがってございません。

今御紹介のありました寺沢弁護士の論考、そのようなものが載ったということは承知しておりますが、率直に言って、どのような根拠に基づいてというものが理解できないところでありますし、最高裁判所が言うのはおかしいことでありますが、冤罪というふうに言ってもよろしいかと思っております。

最高裁判所が正式に意見を述べたことはないというのは今述べたとおりでございます。

● 参議院予算委員会 平成 28（2016）年 3 月 17 日

- 福島みずほ（社民党） 日本政府が推薦し、自由権規約委員を二十年務め、委員長にも

なった京都大学安藤仁介名誉教授は、日本がこの点で肩身の狭い思いをしたと述懐をしています。

二〇二〇年オリンピックをめどに人権大国を構築し、また、五月に伊勢サミットを開催するなら、その前に個人通報制度を採択し、サミットでそれを紹介すべきではないでしょうか。もう十分検討はできており、政府が決断すればすぐに採択は可能ではないでしょうか。

- 岸田文雄（外務大臣） 我が国として人権諸条約の実施の効果的な担保を図る、こういった観点から、個人通報制度、注目すべき制度と認識をしております。

個人通報制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無、実施体制の検討課題があると認識をしており、その是非については、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ引き続き真剣に検討を進めている、こうした状況にあります。

御指摘の個人通報制度、すぐに進めるべきではないかという御指摘ですが、今申し上げました点をしっかりと検討しながら、真剣に検討を続けていきたいと考えています。

- 福島みずほ 検討は理解できるんですが、最高裁も、これは批准しても構わない、自分たちがハードルではないと言っています。何がハードルなんですか。人権大国と言うのであれば、これはもう批准すべきではないですか。

- 岸田文雄 検討の中身ですが、要は、個人通報制度、これは委員会から見解が各国に示されることになるわけですが、この委員会が国内判決と異なる見解を示した場合にどう対応するのか、あるいはこの司法手続が行われている最中に見解が示された場合どのように対応するのか等、我が国の司法制度や立法制度との関係において検討する必要がある、こういった認識で検討が続けられています。

まずは、人権関係の諸条約に基づく国連等に設けられた委員会に対する個人からの通報事例、これを可能な限り収集する、こういった作業を進めながら、今の点につきましても検討を続けているということであります。

- 福島みずほ 日本が批准しない理由が分からないんですね。先進国ではほとんどこれはもう批准している、韓国もどこも批准している、そういう中でなぜできないのか、諸外国がやっていて日本がやれないわけではないと。

● 衆議院法務委員会 平成 29（2017）年 6 月 2 日

- 畑野君枝（共産党） 女性差別撤廃条約というのは報告制度しかなくて、最も弱い実施措置と言われておりますので、選択議定書では、実施措置としての個人通報制度と調査制度という新たな二つの制度を設けております。

伺いますが、この女性差別撤廃条約選択議定書についても、日本政府として締結すべきではないかと思いますが、いかがですか。

- 飯島俊郎（外務省大臣官房参事官） 委員御指摘の女子差別撤廃条約選択議定書におきましては個人通報制度が規定されておりますが、この制度は、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると認識しております。

他方、この個人通報制度を通じて、女子差別撤廃委員会から、例えば、国内の確定判決とは異なる内容の見解、あるいは通報者に対する損害賠償や補償を要請する見解、さらに法改正を求める見解等が出された場合には、我が国の司法制度、立法制度との関係でどのように対応するか、他国に関する通報事例等も踏まえつつ検討する必要があると認識しております。

政府としましては、これまで十九回にわたりまして個人通報制度関係省庁研究会を開催するとともに、諸外国における個人通報制度の導入前の準備や運用の実態等について調査等を行っているところでございます。

こうした調査も含め、各方面から寄せられる意見等も踏まえつつ、引き続き政府として真剣に検討してまいりたいと考えております。

日本が個人通報制度に参加するとしたら、「国内の確定判決とは異なる内容の見解、あるいは通報者に対する損害賠償や補償を要請する見解、さらに法改正を求める見解等が出された場合には、我が国の司法制度、立法制度との関係でどのように対応する」べきか。

以上